

第7回 建設業経理士検定試験 1級財務諸表

〔第1問〕

問1

費用配分の原則とは、資産の取得原価を、所定の方法に従い、その資産の効用の減少の程度を反映するように、その利用期間にわたって費用として計画的・規則的に配分することを要請する規範理念である。なお、この原則は、すべての資産に適用されるのではなく、費用化される資産、つまり、費用性資産についてだけ適用されるものである。受取手形、完成工事未収入金などの貨幣性資産については、この原則の適用対象とはならない。

問2

費用配分の原則の適用対象となる費用性資産への支出額は、当期の費用に配分される部分と次期以降に費用化される部分とに分けられる。当期の費用に配分される金額については損益計算書に表示され、次期以降に費用化される金額については貸借対照表に表示される。つまり、費用配分の原則が企業会計上重要な原則である理由は、この原則が損益計算書と貸借対照表の両者にかかわっているからである。この原則は、その期に配分された金額がその期の費用になるという意味で、費用決定の基準としての性格を持っている。さらに、次期以降に費用化される金額は、資産として繰り越されるという意味で、資産評価の基準としての性格をも持っている。

〔第5問〕

精算表

勘定科目	残高試算表		整理記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金預金	23,400						23,400	
受取手形	21,500						21,500	
完成工事未収入金	38,600			100			38,500	
貸倒引当金		380		820				1,200
未成工事支出金	122,000		120	113,087			9,343	
			60					
			250					
土地	25,000						25,000	
建物	30,000						30,000	
建物減価償却累計額		1,350		1,920				6,183
				2,913				
機械装置	20,000						20,000	
機械装置減価償却累計額		3,680		120				3,800
その他の諸資産	2,000						2,000	
支払手形		9,620						9,620
工事未払金		38,700						38,700
未成工事受入金		45,300	35,000					10,300
完成工事補償引当金		110		250				360
社債		9,400		300				9,700
退職給付引当金		4,400		60				5,980
				1,520				
その他の諸負債		4,000						4,000
資本金		40,000						40,000
資本準備金		5,000						5,000
利益準備金		600						600
別途積立金		8,000						8,000
繰越利益剰余金		500						500
新株予約権		600						600
完成工事高		145,000		35,000		180,000		
その他の諸収益		550				550		
販売費及び一般管理費	29,900		820		32,240			
			1,520					
その他の諸費用	4,790				4,790			
	317,190	317,190						
建物減価償却費			2,913		2,913			
建物臨時償却費			1,920		1,920			
為替差損益			100		100			
社債利息			300		500			
			200					
未払金(利息)				200				200
完成工事原価			113,087		113,087			
			156,290	156,290	155,550	180,550	169,743	144,743
当期(純利益)					25,000			25,000
					180,550	180,550	169,743	169,743